

民生委員・児童委員に対する感謝状の授与に ついて

(昭和40. 11. 26 厚生省社発第263号)
都道府県知事 厚生省社会局長
各指定都市市長 児童家庭局長

民生委員・児童委員は、厚生大臣の委嘱を受け、社会奉仕の精神をもって地域社会の福祉の増進につとめ、わが国社会福祉の増進に寄与するところ極めて大きいものがあるが、解嘱時において従来その労に報ゆる道が講ぜられていなかったことにかんがみ、このたびその労をねぎらい感謝の意を表する意味合いから、別添要綱により感謝状が授与されることとなったので了知のうえ、これが交付方よろしくお取り計らい願いたい。

なお、これが実施の詳細については別途通知する予定であるので、念のため申し添える。

民生委員・児童委員に対する感謝状授与要綱

1 趣 旨

社会奉仕の精神をもって保護指導のことにあたり社会福祉の増進に貢献した民生委員・児童委員に対し、その職を退くに際してその労をねぎらい感謝の意をあらわすために厚生大臣より感謝状を授与する。

2 感謝状授与の対象

6年以上民生委員・児童委員の職にあった者で、その任期が満了し、又はその委嘱を解かれた者とする。ただし、一斉改選により引き続き委嘱をうけた者及び民生委員法第11条の規定によりその職を解かれた者等を除く。

3 感謝状授与の時期及び方法

- (1) 感謝状の授与は、民生委員・児童委員の任期が満了し、又は委嘱が解かれるときに行なうものとする。
- (2) 感謝状は、都道府県知事（指定都市にあっては市長）が厚生大臣にかわって交付するものとする。

4 実施の時期

この要綱は、昭和40年11月30日から実施する。